

科学技術戦略推進費及び科学技術振興調整費による実施プロジェクト の評価の進め方について

平成13年7月18日決定
平成17年8月4日改正
平成23年8月24日最終改正
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
研究開発評価部会

1. 評価の基本的考え方

科学技術戦略推進費（以下「推進費」という。）により実施する事業を一層総合的かつ効率的に推進する観点から、総合科学技術会議の定める「科学技術戦略推進費に関する基本方針」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に沿って、推進費による実施プロジェクトの適切かつ厳正な中間評価、事後評価及び追跡評価（以下「プロジェクト評価」という。）を行う。推進費は、総合科学技術会議が各府省の施策を俯瞰（ふかん）し、それを踏まえて立案する政策を実施するために必要な施策に活用するとされている。そのため、プロジェクトの評価に当たっては、科学的・技術的観点のみならず、総合科学技術会議が策定する実施方針に定められたプログラムの趣旨、目的等を十分に踏まえ適切に実施するものとする。また、プロジェクト評価の実施に当たっては、その信頼性を高めるために評価の質の高度化を図るとともに、効果的・効率的なシステムの構築に努めることとする。なお、科学技術振興調整費（以下「調整費」という。）で実施されたプロジェクトについても、総合科学技術会議の方針等に基づき決定された経緯があることから、準じた考え方とする。

2. 評価の目的

評価は、研究開発の質を高め、その成果を国民に還元していく上で重要な役割を担うものである。このため、厳しく評価を行うとともに、その評価を通じて、創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見だし、伸ばし、育て、また、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を創出することにより、優れた研究開発の効果的・効率的推進を図ることが期待される。

プロジェクト評価は、こうした評価の意義を踏まえつつ、実施プロジェクトの計画の進捗度、目標の達成度等を評価し、その結果を実施プロジェクトの改廃やプログラムの評価・設計、今後の実施方針の策定等に反映させ、効果的・効率的な活用を確保するとともに、その活用について国民に説明する責務を果たすことを目的とする。

また、推進費は、将来の新たな施策や研究開発のシーズとなって発展する等の政策誘導効果の高い施策に活用されるものであることから、そのプロジェクト評価は、推進費により得られた成果を我が国の科学技術に関する施策等に幅広く反映させることを目的とする。

3. 評価対象プロジェクト

- (1) 原則として、調整費（ただし、先端融合領域イノベーション創出拠点の形成プログラムを除く）及び推進費によるすべての実施プロジェクトを評価対象とする。ただし、実施プロジェクトのうち、実態の把握に係る調査に関するもの等については、実施者からの報告書の提出をもって評価に代えるものとする。
- (2) 各年度における評価対象プロジェクトは、別途、研究開発評価部会（以下「部会」という。）で定める。

4. 評価時期及び検討事項

(1) 中間評価

- ① 中間評価は実施プロジェクトのプログラムにおいてあらかじめ定められた時期に実施する。
- ② 中間評価においては、当該実施プロジェクトに関し、計画の進捗度、中間的な成果の価値等についての検討を行うとともに、これらを踏まえ、次年度以降の継続の可否、研究内容の見直しの要否等についての検討を行う。なお、必要に応じて、進展の激しい研究開発については柔軟に研究計画を変更することを提言するとともに、更に研究が一層発展するよう助言するなど、新しい研究の展開に向けた指摘を行う。

(2) 事後評価

- ① 事後評価は、原則として実施プロジェクトの終了年度の翌年度に実施する。ただし、プログラムごとに事後評価時期を別途定めている場合はその時期に実施する。
- ② 事後評価においては、今後のプロジェクトの選定、制度の見直し、運用の改善等に適切に反映させることを目的として、目標の達成度、成果の価値等についての検討を行う。

(3) 追跡評価

- ① 追跡評価は、実施プロジェクトの終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め、直接の成果（アウトプット）から生み出された効果・効用（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認することを目的として、必要に応じて実施する。
- ② 追跡評価については、あらかじめプログラムごとに実施時期が定められている場合はその時期に実施することとし、特段の定めがない場合は、プログラムの趣旨、実施プロジェクトの内容等を勘案して、適切な時期に実施する。

5. プロジェクト評価の方法

- (1) プロジェクト評価に当たっては、評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・基準、評価過程、評価手段等）を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対してあらかじめ周知する。また、実施プロジェクトに係る分野又は領域に関する豊富な知見を有する外部専門家や、科学技術システム改革、研究開発マネジメント等に関する豊富な経験・知見を有する外部有識者による評価を原則とする。このため、専門家及び有識者からなる委員で構成される評価作業部会を部会の下に設置する。評価作業部会は、プログラムオフィサーの協力（プロジェクト評価の実施に当たって必要となる情報の提供等）を得て、プログラムの趣旨、目的等を踏まえ、科学的・技術的な視点や社会的・経済的な視点からの調査・検討を行い、その結果を部会に報告する。部会は、評価作業部会からの報告を踏まえ、総合的な視点で検討を行い、評価結果をとりまとめる。
- (2) あらかじめ設定した目標に対する達成度等を評価することを基本とするが、必要に応じて、プログラムごとに定められた評価項目全体を平均的に判断するばかりでなく、場合によっては優れている点を積極的に取りあげる。また、失敗も含めた研究の過程や計画外の事象から得られる知見、研究者の意欲、活力、発展可能性等にも配慮する。さらに、被評価者が達成度を意識する余地当初の目標を低く設定することがないよう、高い意義を有するプロジェクトに挑む姿勢を考慮する。
- (3) 評価結果のとりまとめに当たっては、被評価者に意見提出の機会を与え、評価プロセスにおける評価者と被評価者のコミュニケーションの確保を図ることとする。なお、被評価者から提出された意見は、事実誤認等の確認や、今後の評価方法等に反映することとする。
- (4) 予算規模が小さい実施プロジェクトの評価は柔軟に対応する。
- (5) プロジェクトの実施に当たってアウトリーチ活動が行われている場合は、成果のみならず、そうした活動についても考慮して評価を行うこととする。
- (6) 国民の安全確保等の観点から機密保持が必要な場合は、(1)の方法によらず、情報管理の一層の徹底を図るなど、特段の配慮を行うことにより適切な評価方法をとることとする。

6. 評価の観点・基準

- (1) プロジェクト評価に当たっては、独創性、革新性、先導性、発展性等の科学的・技術的意義に係る評価（科学的・技術的観点からの評価）と文化、環境等も含めた国民生活の質の向上への貢献や、成果の産業化等の社会・経済への貢献に係る評価（社会的・経済的観点からの評価）を区別し、プログラムの趣旨等に応じて適切な評価を行う。
- (2) プロジェクト評価は、対象プロジェクトの必要性（重要性、緊急性等）、有効性（成果の有効性等）、効率性（実施方法、実施体制の効率性等）等の観点から行う。

- (3) 評価基準については、設定された各評価項目についての判断があいまいにならないよう、あらかじめ明確に設定する。評価基準の設定に当たっては、研究開発等の質を重視することとし、特に科学的・技術的観点からの評価基準については国際的水準等を基本とする。

7. 評価作業部会におけるプロジェクト評価の進め方等

- (1) 評価作業部会の構成、評価作業部会における評価対象プロジェクト及び具体的なプロジェクト評価の実施方法等は、評価対象プロジェクトの分野等を勘案して、毎年度部会で定める。
- (2) 評価作業部会に属する委員（主査を含む。）は、部会長が指名する。委員の選任においては、評価の客観性を十分に保ち、様々な角度・視点から評価を行うために、年齢、所属機関、性別等に配慮するとともに、プログラムオフィサーからの推薦を基本に、各プログラムの趣旨等に応じて、民間人、若手研究者、外国人等を含め幅広く選任する。
- (3) 評価の中立性を十分に保つため、評価対象プロジェクトに参画している者は委員となることができないこととするなど、原則として評価対象プロジェクトの利害関係者が当該プロジェクトの評価に加わらないよう留意することとし、その利害関係者の範囲については部会で定める。
- (4) 被評価者に不利益が生じることのないよう、評価者及びプログラムオフィサーには評価内容等に関して守秘の徹底を図る。

8. 評価結果の取扱い

総合科学技術会議へ報告対象となるプロジェクト評価の結果は、総合科学技術会議に報告した上で、被評価者に通知するとともに、個人情報や知的財産の保護に配慮して公表する。

また、評価結果は、実施プロジェクトの改廃や、プログラムの評価・設計、今後の実施方針の策定等に反映させるとともに、適切な審査の実施に活用する。

9. その他

その他、プロジェクト評価の進め方について必要な事項は部会が定める。

平成 25 年度科学技術戦略推進費による実施プロジェクトの評価の実施について（案）

平成 25 年 3 月 19 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
研究開発評価部会

1. 評価対象プロジェクト・評価項目

平成 24 年度まで科学技術戦略推進費（以下「推進費」という。）で実施していた継続プロジェクトについては、効率化、合理化の観点から、平成 25 年度より、「社会システム改革と研究開発の一体的推進」事業において実施されることとなった。これらのプロジェクトは、総合科学技術会議において策定された推進費の方針に沿って継続して実施されるものであり、推進費で実施されたプロジェクトとあわせ、本評価対象となる「科学技術推進費による実施プロジェクト」とする。

平成 25 年度は、以下のプログラムで実施されたプロジェクトのうち、本年度に評価を実施することとされている 40 プロジェクトについて、プログラムごとに定める評価項目に従って中間又は事後評価を実施する。（評価対象プロジェクト一覧、プログラムごとの評価項目及び評価の視点はそれぞれ別添 1、別添 2 のとおり。）

（本年度の評価プロジェクトが含まれるプログラム）

- ・ 気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システム改革のプログラム
- ・ 安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム
- ・ 地域再生人材創出拠点の形成
- ・ 科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進
- ・ 戦略的環境リーダー育成拠点形成
- ・ 国際共同研究の推進

2. 評価の実施体制

- （1）平成 25 年度の間及び事後評価の実施に当たっては、研究開発評価部会（以下「評価部会」という。）の定める「評価の実施について」に基づき、文部科学省より事務委託を行う機関が、外部有識者からなる評価作業部会（以下「作業部会」という。）を設置・運営し、評価を実施する。なお、当該機関は、現在企画競争中である。
- （2）作業部会の構成については、評価対象プロジェクトの取組内容や専門性、研究分野等を勘案し、下記のとおり、6 の評価作業部会を設置することとし、作業部会の構成員については別添 3 の基準により評価部会長が指名する。また、作業部会には、に係るプログラムオフィサー（以下「PO」という。）が「主査補佐」として参画し、作業部会主査の議事運営を補佐するとともに、これまでのプロジェクト管理等で得られた情報を含め、作業部会における必要な情報を提供する。

平成 25 年度に設置する作業部会と評価対象プロジェクト

評価作業部会	評価対象プロジェクト
(1) 気候変動対応社会創出評価作業部会 1プロジェクト（中間1）	・気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム（中間1）
(2) 安全・安心評価作業部会 2プロジェクト（事後2）	・安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム（事後2）
(3) 地域再生人材創出拠点形成評価作業部会 13プロジェクト（事後13）	・地域再生人材創出拠点の形成（事後13）
(4) 国際政策対話促進評価作業部会（事後4）	・科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進（事後4）
(5) 戦略的環境リーダー育成拠点形成評価作業部会 5プロジェクト（事後5）	・戦略的環境リーダー育成拠点形成（事後5）
(6) 国際共同研究推進評価作業部会 15プロジェクト（事後15）	・国際共同研究の推進（科学技術研究員派遣支援システム開発）（事後1） ・国際共同研究の推進（先進技術を基盤とした地域共通課題解決型国際共同研究）（事後14）

3. 評価の実施方法

中間及び事後評価の実施方法は、原則として以下の手順に従うものとする。

- (1) 被評価者は、実施プロジェクトによって得られた成果をまとめた成果報告書を作成し、電子媒体にて事務局に提出する。この資料は評価に用いる資料として、事務局が評価作業部会委員等に送付する。
- (2) 事務局及びPOは、提出された成果報告書の確認を行い、必要があると判断した場合は、被評価者に対して成果報告書の修正を求めることができる。
- (3) POは、作業部会における評価の実施を支援する観点から、評価対象プロジェクトの成果報告書を分析し、必要があると判断した場合は、資料の追加・補完を求めることができる。
- (4) 主査補佐は、作業部会前に、当該作業部会委員に対し、評価方法やプログラム趣旨の事前説明に加え、成果報告書の不明点等の確認方法、メールレビューの位置づけ等について十分な説明を実施する。
- (5) 作業部会委員は、書面査読を行い、不明点等を事務局で回収する。回収した内容を作業部会主査・主査補佐で精査し、「事前確認事項扱い」及び「ヒアリング留意点扱い」に分類する。
- (6) 「事前確認事項扱い」となったものは、作業部会前までに被評価者に回答を求め、その回答を委員に送付する。また、「ヒアリング留意点扱い」となったものは、作業部会前に事務局から被評価者に伝達し、回答をプレゼンテーションに盛り込むことを依頼する。
- (7) 成果報告書の不明点等の内容の回収と合わせて、メールレビューの必要性の有無を情報収集し、作業部会主査・主査補佐で精査し、その結果に基づきメールレビ

ューの要否を決定する。

メールレビューを依頼する知見者については、主査補佐が候補を取りまとめ、作業部会主査が決定する。

なお、メールレビュー委員の選定及びメールレビューの実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- イ 評価対象プロジェクトの参画者でないこと。
- ロ 4.（2）の利害関係者に該当する者でないこと。
- ハ POでないこと。
- ニ 当該作業部会の委員以外の者であること。

- （8）（7）によりメールレビューを行うこととなった場合には、作業部会前までにメールレビューを実施し、その結果を作業部会で主査補佐から説明を行う。
- （9）作業部会の進行・取りまとめは作業部会主査が行い、当該業務を主査補佐が補佐する。また、主査補佐はプロジェクト管理等を行う中で得られた情報を作業部会に提供する等、作業部会における適切な審査に必要な情報を提供する。
- （10）作業部会においては、以下の内容を主とする。
 - ① 評価の実施方法について確認を行う。
 - ② 成果報告書、「事前確認事項扱い」の事項の回答等を議論し、ヒアリングにより明らかにすべき点等を整理する。
 - ③ プロジェクトごとに被評価者からヒアリングを行い、評価結果を決定する。
- （11）作業部会は、評価結果報告書を取りまとめ、それを作業部会主査から評価部会に報告する。
- （12）評価部会は、作業部会からの報告を踏まえ、評価結果を決定する。
- （13）なお、主査、主査補佐の判断により、（4）及び（5）を第一回作業部会として、実施することも可能とする。その場合において、（10）は第二回作業部会として開催するものとする。

4. 利害関係者の範囲

評価対象プロジェクトの利害関係者の範囲は、プログラムに応じて以下のとおりとする。

- （1）評価対象プロジェクトに参画している者は、当該プロジェクトを評価する作業部会委員となることができない。
- （2）評価部会委員、作業部会委員が以下のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクトの評価を行うことはできない。

- ① 実施機関と同一の機関（*）等に所属する者
- ② 被評価者(実施プロジェクトの代表者)と親族関係にある者
- ③ 実施プロジェクトの研究運営委員会、評価委員会等の委員
- ④ 「国際共同研究の推進」における参画機関と同一の機関に属する者

なお、それ以外の場合であっても、利害関係を有すると自ら判断する場合には、当該プロジェクトの評価を行わない。

（*）具体的な範囲は以下のとおり。

○ 「国際共同研究の推進（先進技術を基盤とした地域共通課題解決型国際共同研究）」の場合

- ・ 大学・大学共同利用機関にあつては、同一の学部、研究科、研究所
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人においては、同一の研究所、研究部門
- ・ 国立試験研究機関、その他の機関にあつては、同一の機関（民間企業においては、同一の企業）

○ 「気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム」、「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム」、「地域再生人材創出拠点の形成」、「科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進」及び「戦略的環境リーダー育成拠点形成」、「国際共同研究の推進（科学技術研究員派遣支援システム開発）」の場合

- ・ 当該プロジェクトを実施する組織・機関

（3）POに関する利害関係者の範囲については、作業部会委員に準ずるものとする。

（4）この他、利害関係者に相当するかが明らかでない場合は、作業部会において協議し、判断することとする。

平成25年度中間・事後評価対象プロジェクト一覧

気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム

中間	バイオマス・CO2・熱有利用拠点の構築	気候変動対応社会創出評価作業部会
----	---------------------	------------------

安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム

事後	人物映像解析による犯罪捜査支援システム	安全・安心評価作業部会
	環境適応型で実用的な人物照合システム	

地域再生人材創出拠点の形成

事後	制御系組込システムアーキテクト養成プログラム	地域再生人材創出拠点形成 評価作業部会
	おokayama医療機器開発プロフェッショナル	
	PBLによる組込みシステム技術者の養成	
	社会基盤メンテナンスエキスパート養成	
	『世界俯瞰の匠』育成プログラム	
	21世紀源内ものづくり塾	
	東三河IT食農先導士養成拠点の形成	
	土佐フードビジネスクリエーター人材創出	
	山海空コラボレーションみかん島再生クルー	
	観光ナガサキを支える“道守”養成ユニット	
	あきたアーバンマイン技術者養成プログラム	
	「医療システム開発マイスター」養成塾	
	戦略的発想能力を持った唐津焼産業人材養成	

科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進

事後	e-アジア国際シンポジウム2012(The e-ASIA International Symposium 宇宙開発利用の持続的発展のための“宇宙状況認識(Space Situational Awareness: SSA)”に関する国際シンポジウム	国際政策対話評価作業部会
	International Symposium on Sustainability Science: Towards a Mature and Sustainable Society	
	STSフォーラム(Science and Technology in Society forum)	

戦略的環境リーダー育成拠点形成

事後	低炭素社会を設計する国際環境リーダー育成	戦略的環境リーダー育成拠点形成 評価作業部会
	環境マネジメント人材育成国際拠点	
	名古屋大学国際環境人材育成拠点形成	
	デュアル対応国際環境リーダー育成	
	共鳴型アジア環境リーダー育成網の展開	

国際共同研究の推進

事後	(1)科学技術研究員派遣支援システム開発	国際共同研究推進評価作業部会
	科学技術研究員派遣支援システム調査	
	(2)先進技術を基盤とした地域共通課題解決型国際共同研究	
	スリランカで多発する慢性腎疾患の原因究明	
	インドネシア宇宙天気研究の推進と体制構築	
	アジア圏ワクチン再生統合医科学機構の構築	
	難治性寄生虫病に関する遺伝子診断法の開発	
	熱帯性環境微生物による省エネ高温発酵技術	
	アジア・アフリカとのゲノム医学連携研究	
	革新的褐炭・バイオマス改質技術の科学基盤	
	アジア GEO Gird イニシアチブ	
	小児感染症発症宿主因子探索システムの開発	
	マラリア原虫薬剤耐性遺伝子を同定する革新的技術の開発	
	水と二酸化炭素を利用するサステイナブル触媒反応システム開発	
	結核とリウマチの新規治療標的の探索	
	熱帯多雨林における集約的森林管理と森林資源の高度利用による持続的 利用パラダイムの創出	
	肝吸虫感染による胆道癌の制御を目指す研究	

評価項目及び評価の視点(案)

気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム(中間評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 進捗状況	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	進捗状況(目標達成度)	<input type="radio"/> 所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って順調に進捗しているか
			<input type="radio"/> 採択時のコメントに対し適切に対応しているか
			<input type="radio"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)に対して、所期の計画の適切な見直し等、柔軟に対処できているか
II. 研究プロジェクトの有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	研究目標	<input type="radio"/> 気候変動対策技術の開発及び社会システム改革に関わるプロジェクトの目標は実現されているか
			<input type="radio"/> 年次計画に沿って、研究計画は着実に実行されているか
		要素技術・システム開発	<input type="radio"/> 要素技術・システム開発は、その特長(新規性、有効性、実用性など)が気候変動対策として有意義かつ十分に妥当であるか
			<input type="radio"/> 設定した目標を実施期間内に達成できる見通しがあるか
		社会システム改革	<input type="radio"/> 開発した技術・システムを社会実装する方法が、具体的かつ明確に示されており、期間内に社会実証を実施できる見通しがあるか
			<input type="radio"/> 制度的隘路等が明確化され、克服策の取組が進捗しているか。またそれを踏まえた社会システム改革の具体像とともに、実現のための道筋が明確になっているか
III. 実施体制等の有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	研究体制(技術開発・社会改革推進チーム)	<input type="radio"/> 研究代表者の統括の下、中核機関・参画機関・協力機関との役割分担及び責任体制が明確かつ適切に決められているか
			<input type="radio"/> 実施期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模の実施体制となっているか
		運営委員会等	<input type="radio"/> 定期的(年数回程度)に開催され、実施状況の把握、成果のとりまとめは十分に行われているか
		所要経費の使途	<input type="radio"/> 所要経費の規模や用途等は、研究内容とバランスがとれているか
		情報発信	<input type="radio"/> ホームページ、ニュースレター、成果発表会等の一般向けの広報は十分であるか
<input type="radio"/> 関連分野に向けた情報提供・情報交換(論文発表、ワークショップ・シンポジウム開催等)は活発に行われているか			
IV. 継続性・発展性の見通し	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	継続性・発展性	<input type="radio"/> 実施期間終了後の到達レベル(成果の社会実装関連)が明確になっているか
			<input type="radio"/> 実施期間終了後において、社会システム改革の定着や継続的な発展が担保され、実施期間終了後の実施体制及び資金計画について検討され、明確になっているか
			<input type="radio"/> プロジェクトの成果(社会システム改革を含む)を今後の政策に反映させる仕組み、手法、体制等が明確であるか
			<input type="radio"/> 対象地域における社会システム改革がモデルとなり、他地域への導入等の波及効果が期待できるか

評価項目及び評価の視点(案)
安全・安心な社会のため犯罪・テロ対策技術等実用化 (事後評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画以下の取組であるが、一部で当初計画と同等の取組みもみられる C. 総じて所期の計画以下の取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	ミッションステートメントの達成など	○ ミッションステートメント(実施期間終了時の目標)を達成したか
II. プロジェクト全体としての成果	s. 計画以上の成果が得られている a. 計画と同等の成果が得られている b. 計画以下の成果だが、一部では計画と同等の成果が得られている c. 所期の成果が得られていない	プロジェクト全体としての成果	○ 開発物の性能、機能は要求仕様を満足しているか ○ 開発物の導入、運用コストなどは、適切なコストとなっているか ○ ユーザー等の期待に応える成果となっているか ○ プロジェクトの性質に応じ、成果発表(特許出願、論文発表、関連分野や一般向けの情報発信等)は適切に行われたか
III. 研究計画・実施体制	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	研究計画の妥当性	○ 目標達成に向けて、研究課題の運営(研究計画の進め方・見直しや、実施体制の確保も含む)は適切だったか ○ 研究開始後の情勢変化や研究の進捗状況を踏まえた計画の見直しが適切に行われたか ○ 再審査時のコメントに適切に対応したか
		実施体制の妥当性	○ それぞれの研究機関における研究実施体制は十分に整備されていたか ○ 研究代表者のイニシアティブの下、参画機関相互の連携は効果的に行われたか
IV. 事業化に向けた取組の継続性・発展性	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	継続性・発展性の見通し	○ 実証期間終了後も事業化に向けた取組が継続される見通しがあるか ○ 社会・経済・科学技術への波及効果が期待できるか

評価項目及び評価の視点(案)
地域再生人材創出拠点の形成 (事後評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標に対する達成度	<input type="checkbox"/> 拠点形成は所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って順調に進捗したか
			<input type="checkbox"/> 養成人数は所期の目標を達成したか
			<input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)があった場合には、所期の計画を適切に見直す等、柔軟に対処できたか
II. 人材養成手法の妥当性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	地域ニーズの反映等	<input type="checkbox"/> 地域ニーズを反映した人材養成となっていたか、また、継続的な地域ニーズの調査を行い、その結果を適宜人材養成ユニット運営に反映する仕組みとなっていたか
			<input type="checkbox"/> 地域の大学等としての個性・特色を活かしたものになっていたか
		人材養成の手段・方法	<input type="checkbox"/> 養成すべき人材像に対して、被養成者が習得すべき知識・スキル内容及びその到達レベルは明確に定められていたか、また、それらは適切なものとなっていたか
			<input type="checkbox"/> 被養成者の募集・選考方法は適切であったか
			<input type="checkbox"/> 被養成者が習得すべき知識・スキル及びその到達レベルに対応して、カリキュラムは体系的に整備されてきたか
			<input type="checkbox"/> 被養成者が目標とするレベルに到達したかを判定する基準(修了要件)は明確に定められ、被養成者の到達レベルを認定する仕組み(判定委員会等)はあったか、また、認定する仕組みは適切なものとなっていたか
			<input type="checkbox"/> 被養成者や養成従事者へのアンケート、養成修了者やその出身元機関への追跡調査、外部有識者等による評価等を行い、その結果を人材養成ユニットの運営にフィードバックする仕組みはあったか
<input type="checkbox"/> 資金規模と養成人数・養成内容等のバランスはとれていたか			
III. 実施体制・自治体等との連携	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	実施体制	<input type="checkbox"/> 実施機関は、人材養成ユニットの運営に対し、積極的に関与(支援・協力)してきたか
			<input type="checkbox"/> 当該地域を中心とする民間企業等の参画による人的・経済的な協力は効果的に行われてきたか
		自治体等との連携	<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは地域再生計画に位置づけられ、適切に実施されてきたか
			<input type="checkbox"/> 地域の自治体のコミットメントは適切に行われてきたか
IV. 人材養成ユニットの有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	有効性	<input type="checkbox"/> 養成修了者は、当該地域の再生のために活躍しているか、あるいは活躍が期待できるか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは当該地域において評価されているか
			<input type="checkbox"/> 養成した人材に対するネットワークの構築や情報提供等、継続した支援措置が計画あるいは実施されているか
		情報発信・波及効果	<input type="checkbox"/> 当該地域を中心とした広報は十分であったか
			<input type="checkbox"/> 当該地域にとどまらず、他の地域に対しても情報提供・情報交換(育成手法に関する論文発表、シンポジウム開催等)は活発に行われてきたか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは他の地域にとっても有用なモデルとなり、波及効果が期待できるか
V. 継続性・発展性の見通し	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	期間終了後の継続性・発展性の見通し	<input type="checkbox"/> 実施機関の長によるコミットメントが継続されるとともに、当該機関は人材養成ユニットの成果を活かしながら、責任をもって取組の継続性を確保しているか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットは、自立して運営するために必要な経費・人員を確保できているか
			<input type="checkbox"/> 人材養成ユニットの運営は、地域の連携自治体や地元からの支援等を受け、発展性を期待できるものか
VI. 中間評価の反映	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である		<input type="checkbox"/> 中間評価で指摘された事項は見直し後の計画において適切に反映されていたか

評価項目及び評価の視点(案)
科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進(事後評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標達成度	<input type="checkbox"/> 課題実施計画(ミッションステートメントを含む)の達成度はどの程度か(所期の計画/条件付採択の場合は採択コメントを反映した計画を基準とする)
			<input type="checkbox"/> 採択時のコメントに対し適切に対応できたか
			<input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化があった場合には、所期の計画の適切な見直しなど機動的に対応できたか
II. 成果	s. 優れている a. 妥当である b. 妥当とは言えない c. 成果が輩出されていない	交流成果	<input type="checkbox"/> 将来に向けての科学・技術の在り方を議論する国際的なコミュニケーションの場につながったか
			<input type="checkbox"/> 民間団体主導による科学・技術外交展開につながる活動となったか
		波及効果	<input type="checkbox"/> 海外から招へいされた科学技術関係者、政府関係者、大学等研究機関関係者、民間企業等要人が、国際集会以外においても、我が国に波及効果をもたらしたか(我が国要人との会談、他の国際集会への出席等)
			<input type="checkbox"/> 我が国のプレゼンス向上につながったか
III. 計画・手法の妥当性	s. 優れている a. 妥当である b. 一部が明らかに不適切である c. 総じて不適切である	計画・手法の妥当性	<input type="checkbox"/> 目的・内容にかんがみて、予算の使われ方は適切であったか
			<input type="checkbox"/> 実施のためのマネージメントは適切であったか
IV. 実施期間終了後における取組の継続性・発展性	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	継続性・発展性	<input type="checkbox"/> 実施期間終了後も、科学・技術の在り方を議論する国際的なコミュニケーションの場の定着に向けた国際交流を継続するための工夫があるか
			<input type="checkbox"/> これまでの取組を発展させる、実施期間終了後の明確な国際交流継続ビジョンがあるか

評価項目及び評価の視点(案)

戦略的環境リーダー育成拠点形成 (事後評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 目標達成度	S. 所期の目標を上回っている A. 所期の目標に達している B. 所期の目標をやや下回っている C. 所期の目標を大幅に下回っている	目標に対する達成度	<input type="checkbox"/> 拠点形成は所期の計画(ミッションステートメントを含む)に沿って順調に進捗したか
			<input type="checkbox"/> 育成人数は所期の目標を達成したか
			<input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化等(社会ニーズの変化等)があった場合には、所期の計画を適切に見直す等、柔軟に対処できたか
II. 育成システム(実施体制等)の有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	実施体制	<input type="checkbox"/> 全学的な協力・支援体制、国際的に活躍できる環境リーダーの育成に有効なシステムが構築されたか
			<input type="checkbox"/> 民間企業等の参画による人的・経済的な協力は効果的に行われたか
			<input type="checkbox"/> 構築された海外拠点等とのネットワークは効率的、継続して運用されているか
			<input type="checkbox"/> 育成対象者や育成従事者へのアンケート、外部有識者等による評価等を行い、その結果が当該拠点の運営に反映されたか
		留学生受入措置の内容	<input type="checkbox"/> 国の支援施策の活用や独自経費の措置等、留学生を支援する十分な財源の確保、受入措置の内容は適切であったか
		所要経費の使途	<input type="checkbox"/> 所要経費の規模や用途等は、人材育成の内容とバランスがとれたものであったか
情報発信	<input type="checkbox"/> ホームページ、ニュースレター等の一般向けの広報は十分であったか		
	<input type="checkbox"/> 関連分野に向けた情報提供・情報交換(論文発表、ワークショップ・シンポジウム開催等)は活発に行われてきたか		
III. 育成プログラムの有効性	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である	育成対象者の募集・選定	<input type="checkbox"/> 育成対象者の選定は、公平かつ透明性の高い方法で行われ、結果として環境リーダーとなりうる者が選ばれたものであったか
			<input type="checkbox"/> 環境リーダーとなりうる途上国からの留学生を確保する方策は適切なものであったか
		カリキュラム等	<input type="checkbox"/> カリキュラムは環境に係わる自然科学分野と人文・社会科学分野をバランスよく、体系的に構成されたものであったか
			<input type="checkbox"/> カリキュラムの内容は人材育成目標に沿ったものとなっているか。
			<input type="checkbox"/> 途上国のニーズを踏まえ、またその解決につながるカリキュラムであったか
			<input type="checkbox"/> 留学生と我が国の学生が共に学ぶことによる効果は十分発揮されたか
			<input type="checkbox"/> 講義は英語で行われたか
			<input type="checkbox"/> 育成カリキュラムはインターンシップや研究開発への参画等、産業界と協力した実践的なものであったか
<input type="checkbox"/> 育成対象者が目標とするレベルに到達したかを判定する基準(修了要件)、認定する仕組み(判定委員会等)は適切であったか			
IV. 継続性・発展性の見通し	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	実施計画等	<input type="checkbox"/> 構築した育成システムを自立的に維持、運営、発展させるための方策が確立されたか
			<input type="checkbox"/> 実施期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模の実施体制となっていたか
		育成された環境リーダーの活躍と継続的な支援	<input type="checkbox"/> 機関の長によるコミットメントが継続されるとともに、終了後も自立した運営が可能な資金が確保されているか
<input type="checkbox"/> 育成された環境リーダーが環境問題の解決に向けて十分な活躍が期待できるか			
			<input type="checkbox"/> 育成された環境リーダーに対するネットワークの構築や情報提供等、設定した支援措置は確保されているか
			<input type="checkbox"/> 育成された環境リーダーが環境問題の解決に向けて十分な活躍が期待できるか
V. 中間評価の反映	s. 高く評価できる a. 妥当である b. やや不適切である c. 不適切である		<input type="checkbox"/> 中間評価で指摘された事項は見直し後の計画において適切に反映されているか

評価項目及び評価の視点(案)
国際共同研究の推進(科学技術研究員派遣支援システム開発)(事後評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組みが行われている A. 所期の計画と同等の取組みが行われている B. 所期の計画以下の取組みであるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組みもみられる C. 総じて所期の計画以下の取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	達成すべき目標	<input type="radio"/> 日本及び開発途上国の共同研究ニーズの調査・分析は、所期の目標に達したか、または状況に応じた的確に計画を修正し進捗したか
			<input type="radio"/> 派遣候補案件形成支援は、所期の目標に達したか、または状況に応じた的確に計画を修正し進捗したか
			<input type="radio"/> 派遣研究者候補の選定は、派遣事業の計画・趣旨に沿った的確に行われたか
			<input type="radio"/> 研究者シーズデータベースの構築・運用は、所期の目標に達したか、または状況に応じた的確に計画を修正し進捗したか
II. 実施体制・実施計画の妥当性 (マネジメント評価)	s. 優れている a. 妥当である b. 一部が明らかに不適切である c. 総じて不適切である	実施体制・方法の妥当性	<input type="radio"/> 科学技術研究員派遣支援システムの開発を進めるための体制及びその方法は妥当か
			<input type="radio"/> ニーズ調査・分析及び派遣候補案件形成支援を行う体制・計画は妥当か
			<input type="radio"/> 派遣研究者候補の選定を行うための組織内外の体制・連携は妥当か
		情報発信	<input type="radio"/> 研究者派遣事業について、広報活動を十分に行っているか
<input type="radio"/> 科学技術研究員派遣支援システム開発に向けた取組について、国内外に対して情報発信を十分に行っているか			
III. システムの有効性・妥当性・波及効果	s. 所期の計画を超えた有効性・妥当性・波及効果が期待できる a. 所期の計画と同等の有効性・妥当性・波及効果が期待できる b. 所期の計画に比べ有効性・妥当性・波及効果がやや期待できない c. 有効性・妥当性・波及効果が全く期待できない	科学技術研究員派遣支援システムの有効性・妥当性	<input type="radio"/> 開発される科学技術研究員派遣支援システムは、ODAによる研究者派遣事業の有効な運営と効果の最大化に資するシステムとなっているか
			<input type="radio"/> 構築される派遣研究者候補者データベースは、途上国ニーズに対応した派遣候補者のリストアップに役立つものとなっているか。また、研究者による自発的な案件形成に役立つことが見込まれるか
		科学技術研究員派遣支援システムの波及効果	<input type="radio"/> 国内外の研究コミュニティの研究能力向上や、研究成果の創出に資するシステムとなることが見込まれるか
			<input type="radio"/> 課題が想定する波及効果は、広く科学技術外交の強化に資することが見込まれるか
IV. 実施期間終了後における取組の継続性・発展性の見通し	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない		<input type="radio"/> 構築された研究員派遣支援システムが、課題実施期間終了後においても、継続して運営される体制が考慮されているか
			<input type="radio"/> 国際研究交流をコーディネートする機関として、実施期間終了後の発展性が期待できるか
V. 中間評価の反映	s. 期待以上の反映がなされている a. 反映されている b. 一部反映されていない c. 反映されていない		<input type="radio"/> 中間評価で指摘された事項が見直し後の計画において適切に反映されていたか
			<input type="radio"/> 計画見直し後の情勢変化への対応は適切であったか

評価項目及び評価の視点(案)

国際共同研究の推進(先進技術を基盤とした地域共通課題解決型共同研究)(事後評価)

評価項目		評価の視点	
総合評価	S. 所期の計画を超えた取組が行われている A. 所期の計画と同等の取組が行われている B. 所期の計画を下回る取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる C. 総じて所期の計画を下回る取組である		
I. 目標達成度	s. 所期の目標を上回っている a. 所期の目標に達している b. 所期の目標をやや下回っている c. 所期の目標を大幅に下回っている	目標達成度	<input type="checkbox"/> 課題実施計画(ミッションステートメントを含む)の達成度はどの程度か(所期の計画/条件付採択の場合は採択コメントを反映した計画を基準とする) <input type="checkbox"/> 採択時のコメントに対し適切に対応できたか <input type="checkbox"/> 客観的な情勢の変化があった場合には、所期の計画の適切な見直しなど機動的に対応できたか
II. 成果	s. 優れている a. 妥当である b. 妥当とは言えない c. 成果が輩出されていない	(科学的・技術的価値) 社会的価値(科学技術コミュニティの形成、共同研究体制)	<input type="checkbox"/> 先進的技術の改良・普及、あるいは国際標準の創出などにつながる成果が得られたか <input type="checkbox"/> 共同研究によって得られた新しい科学技術面での知見があるか <input type="checkbox"/> 原著論文の発表など、研究成果の量・質および情報発信は十分であるか <input type="checkbox"/> 研究成果は関連分野への科学的・技術的波及効果が期待できるものか <input type="checkbox"/> イコールパートナーシップに基づき、海外参画機関と十分連携の取れた共同研究がなされたか <input type="checkbox"/> 必要に応じて、プロジェクト管理のための会議や、研究成果発表のための国際研究会議等国内外の研究者が直接対話する機会を設けるなど海外参画機関と適切なコミュニケーションが図られたか <input type="checkbox"/> 形成された科学技術コミュニティは、科学技術外交推進等への政策的波及効果が期待できるものか <input type="checkbox"/> 今後の社会経済の活性化への貢献が期待できるか
III. 計画・手法の妥当性	s. 優れている a. 妥当である b. 一部が明らかに不適切である c. 総じて不適切である	計画・手法の妥当性	<input type="checkbox"/> 研究目的・内容にかんがみて、予算の使われ方は適切であったか <input type="checkbox"/> 課題実施のためのプロジェクトマネジメントは適切であったか
IV. 実施期間終了後における取組の継続性・発展性	s. 高いレベルでの継続性・発展性の確保が期待できる a. 継続性・発展性の確保が期待できる b. 継続性・発展性の確保がやや期待できない c. 継続性・発展性の確保が全く期待できない	継続性・発展性	<input type="checkbox"/> 実施期間終了後も研究・交流を継続するための体制の工夫があるか <input type="checkbox"/> これまでの取組を発展させる実施期間終了後の明確な研究・交流ビジョンがあるか

評価作業部会委員の選定基準について

0. 共通基準

- (1) 審査や中間評価を行った委員を可能な限り多数加えること
- (2) 評価対象プロジェクトの研究代表者・参画者でないこと
- (3) 多様性を考慮した委員構成とすること（その際、性別、年齢、所属する大学等の適切なバランスに配慮する）
- (4) 大学等の教育機関に属する者においては、原則として博士の学位を有する教授又は准教授クラスであること
- (5) 研究機関及び民間企業に属する者においては、プロジェクトリーダー等のマネージャークラスの者、あるいは、上記（4）の者と同等以上の能力を有する者であること

1. 科学技術システム改革関連作業部会委員（作業部会（1）、（2）、（3）、（5））

- (1) 科学技術システム改革、組織マネジメント等に関する豊富な経験・知見を有すること
- (2) 評価対象分野を含む幅広い知見を有すること
- (3) 別紙に示す諸分野・要件をカバーできる構成とすること

2. 科学技術外交関連作業部会委員（作業部会（4））

- (1) 国際活動、科学技術に関する豊富な経験・知見を有すること
- (2) 別紙に示す諸分野・要件をカバーできる構成とすること

3. 研究開発関連作業部会委員（作業部会（6））

- (1) 評価対象プロジェクトを包含する研究分野の研究者
 - ① 関連分野の研究実績（論文、受賞等）が優れていること
 - ② 学会等での活動実績が優れていること
- (2) 評価対象プロジェクトを包含する事業分野の技術（研究）者
 - ① 当該プロジェクトに関連し、産業界において技術（研究）開発の経験が十分あること
 - ② 当該プロジェクトに関連した事業について、十分な実務経験があること
- (3) 別紙に示す諸分野・要件をカバーできる構成とすること

4. メールレビューアー

上記の他、評価プロジェクトの内容に応じて、当該分野の専門家によるメールレビューを実施する。

【各作業部会の評価に必要なとする諸分野・要件】

(1) 気候変動対応社会創出評価作業部会

- ・ 気候変動分野に係る専門的知見を有すること
- ・ 環境・エネルギー分野に関する社会システム、地域振興等に係る専門的知見を有すること

(2) 安全・安心評価作業部会

- ・ 評価する各テーマに係る専門的知見を有すること
- ・ 犯罪・テロ対策技術分野の装置全般やそれらの運用状況等に係る専門的知見を有すること
- ・ 民間企業のマネジメント又は技術開発の経験を有すること

(3) 地域再生人材創出拠点形成評価作業部会

地域振興、地方政策、企業経営、環境、防災、医療、農林水産、工学分野の分野に係る専門的知見を有すること

(4) 国際政策対話促進評価作業部会

- ・ 国際交流に係る専門的知見を有すること
- ・ 国際共同研究に係る専門領域（環境、ライフサイエンス、国際標準等）に係る専門的知見を有すること
- ・ 科学技術外交に係る専門的知見を有すること

(5) 戦略的環境リーダ一育成拠点形成評価作業部会

- ・ 科学技術政策、環境科学、環境工学、医療、自然科学一般の分野に係る専門的知見を有すること
- ・ 大学を含む学術・研究機関又は民間企業等において、人材育成、人材開発又は組織改革に携わった経験があること

(6) 国際共同研究推進評価作業部会

- ・ 科学技術一般、科学技術政策、化学、生物学、環境、防災、医療、感染症、情報通信、材料工学、システムエンジニアリング、国際政治、国際経済、国際法の分野に係る専門的知見を有すること

科学技術戦略推進費による実施プロジェクトの評価スケジュールについて (案)

3月下旬 ～6月中旬	評価対象プロジェクトによる成果報告書の作成
3月19日	研究開発評価部会 ・評価の進め方・評価の実施方法の決定
6月下旬 ～7月中旬	成果報告書の確認及び評価対象プロジェクトによる追記修正
7月中旬～	評価作業部会の設置、評価作業部会委員への説明、査読の開始
8月中旬 ～9月中旬	書面査読による不明点等の整理
9月中旬 ～10月下旬	評価作業部会における評価の実施 ・評価の実施方法の確認 ・報告書等の議論により、ヒアリング確認事項を整理 ・ヒアリングの実施 ・評価結果のとりまとめ
10月中	評価結果報告書(案)の作成
11月上旬	評価対象プロジェクトによる評価結果報告書(案)の事実誤認確認
11月下旬 ～12月上旬	研究開発評価部会開催 ・評価作業部会主査から作業部会ごとの評価結果の報告 ・評価結果の決定 ・追跡評価の結果報告・決定
12月上旬頃	総合科学技術会議への評価結果の報告 評価結果の公表・通知

追跡評価の実施について（案）

1. 平成 25 年度における追跡評価の位置付け

追跡評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」平成 24 年 12 月 6 日（内閣総理大臣決定）及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 21 年 2 月 17 日 文部科学大臣決定）において、主要な研究開発施策が終了した後、一定の時間を経過してから実施し、その波及効果や副次的効果の把握、過去の評価の妥当性の検証等を行うとともに、その結果を次の研究開発課題の検討や評価の改善等に活用する、とされている。

これらを踏まえ、科学技術振興調整費（以下「調整費」という。）で実施した事業では、平成 17 年度より追跡評価の仕組みを導入しており、これまで、「総合研究」、「知的基盤整備」、「流動促進研究」、「生活・社会基盤研究制度実施に向けたプログラム」、「先導的研究等の推進」、「産学官連携共同研究の効果的な推進」及び「新興分野人材養成」の各プログラムについて、追跡評価を実施してきた。

調整費は平成 22 年度で廃止されたが、調整費で実施されたプロジェクトを契機とした成果の波及効果や副次的効果を把握することは、科学技術施策の効果を測り、科学技術イノベーション政策を戦略的に推進するに当たって、大いに活用できると考える。

そこで、平成 25 年度は「アジア科学技術協力の戦略的推進」プログラムのうち「地域共通課題解決型国際共同研究」について追跡評価を実施することとする。本国際共同研究は、我が国とアジア諸国との協力・連帯を強化し、地域共通課題やグローバルな問題の解決を図るため実施されたものである。本プログラムで実施されたプロジェクトの成果について、プロジェクト終了後数年が経過した今、追跡評価を行うことは意義があると考えられる。

平成 25 年度の追跡評価に当たっては、実施プロジェクトの波及効果や副次的効果の把握に際して、プログラム設計に即した調査設計となるよう留意し、評価対象プログラムが果たした役割や成果を明らかにするとともに、今後のプログラム設計や評価手法に関する改善事項を分析・提案するよう努めることとする。

追跡評価の結果については、科学技術外交に係るプログラムの設計、我が国と途上国との協調及び協力が有効に推進するような政策・施策の形成に活用することとする。

2. 平成 25 年度における追跡評価の対象

(1) 対象プログラム名：

「アジア科学技術協力の戦略的推進」のうち「地域共通課題解決型国際共同研

究」

(2) 追跡評価の対象プロジェクト数 :

21 (別添 : 追跡評価対象プロジェクト一覧)

(3) プログラムの概要 :

我が国が、アジア諸国、特に中国、韓国、インドやASEAN諸国との間で科学技術の協力・連携を強化し、オープンで対等な産学官の多層的パートナーシップの構築を主導し、環境・エネルギー、防災、感染症等地域共通課題やグローバルな問題の解決を図るため、国際会議等による人的ネットワーク形成の構築、国の枠を超えた共通課題についての国際共同研究の実施等を支援する。特に、「地域共通課題解決型国際共同研究」にあつては、i) 中韓を中心とした東アジア、ii) ASEAN諸国を中心とした東南アジア、iii) インド以西のアジア地域、iv) その他のアジア地域、の各地域の特色・情勢を踏まえ、政府間の合意等に基づく政策的に必要な地域共通課題解決のための国際共同研究の立ち上げや初動段階の研究を支援する。

(4) 公募対象分野 :

- ① 自然災害への対応に資する防災科学技術分野の研究開発
- ② 感染症対策に資する研究開発
- ③ 持続可能な発展のための環境・エネルギー技術の開発
- ④ 情報通信分野等におけるアジア発の国際標準の創出

(5) プログラム公募期間 : 平成 18 年度から平成 19 年度

(6) 対象機関 :

大学、国立試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関その他研究能力を有する国内の機関すべてを対象。アジア諸国との連名で提案。

(7) プロジェクト実施期間 : 原則として 3 年間

(8) 費用 : 1 プロジェクトあたり年間 3 0 0 0 万円程度を上限

3. 追跡評価の方法

(1) 方法

各プロジェクトの実施状況を通じて、以下の観点における「地域共通課題解決

型国際共同研究」プログラムのアウトカム（成果）及びインパクト（波及効果）から支援効果を検証する。

- ・アジア諸国とイコールパートナーシップによる科学技術協力
- ・本プログラムの枠組みに支援実施の状況から、環境・エネルギー、防災、感染症等地域共通課題の解決やグローバルな問題の解決

このため、本プログラムに関する追跡評価については、以下の手順・内容にて実施する。

- ① 本プログラムに関する追跡評価を実施するに当たって、評価項目・評価手法を確定する。
- ② 対象プロジェクトに対して資料等による予備調査を実施し、アンケート対象者（プロジェクト代表者等）を確定する。
- ③ アンケート調査より、各プロジェクトにおいて得られた成果とその後の展開の概況を把握し、インタビュー調査を実施して詳細を把握し、調査結果を解析、分析する。
- ④ 本プログラムの実施によって、科学技術のアウトカムとインパクトの広がり、社会経済的効果、体制・組織の妥当性等からプログラムの存在意義がどうであったかについて言及するとともに、その費用対効果や評価体系の妥当性等についても取りまとめ、本プログラムの果たした役割等について考察を加える。

（2）実施者

追跡評価は、文部科学省より事務委託を行う機関が、実施する。なお、当該機関は、現在企画競争中である。調査の実施に際しては、科学技術戦略推進費のプログラム・オフィサーが担当し、POが有する知見を最大限に生かしつつ、総合的に調査・分析を実施する。

（3）実施スケジュール等

3月19日	研究開発評価部会にて追跡評価の方法の決定
3月下旬～4月下旬	予備調査
5月上旬～5月下旬	アンケート作成、送付先リストの整備
6月上旬～7月下旬	アンケート送付、回収
8月上旬～9月下旬	アンケート分析、追跡評価報告書作成のためのとりまとめ
10月上旬～10月下旬	研究開発評価部会への追跡評価報告書の作成
11月中旬	追跡評価報告書の文科省への提出
11月下旬～12月上旬	研究開発評価部会への追跡評価報告書の報告・決定

(別添) 追跡評価対象プロジェクト一覧

採択年度	プロジェクト名	代表者名	代表者所属機関
自然災害への対応に資する防災科学技術分野の研究開発			
H18	アジア防災科学技術情報基盤の形成	亀田 弘行	独立行政法人防災科学技術研究所
H18	地震防災に関するネットワーク型共同研究	檜府 龍雄	独立行政法人建築研究所
H19	東南アジア地域の気象災害軽減国際共同研究	余田 成男	京都大学
H19	土砂災害等の早期警戒技術のアジア共同開発	佐々 恭二	NPO法人アイシーエル
感染症対策に資する研究開発			
H18	真菌症原因菌の疫学的研究と真菌症対策拠点形成	三上 囊	千葉大学
H18	アジアにおけるレプトスピラ感染症対策ネットワーク構築のための初動研究	吉田 真一	九州大学
H19	ミャンマーのインフルエンザ研究拠点形成	内藤 眞	新潟大学
H19	内臓型リーシュマニア感染制御のための研究	野入 英世	東京大学
持続可能な発展のための環境・エネルギー技術の開発			
H18	東シナ海有害赤潮の日中韓国際連携研究	松岡 敷充	長崎大学
H18	バイオウエイストのリファイナリー型資源化	長谷川 達也	名古屋大学
H18	環境に優しい水質浄化技術の研究開発	藤嶋 昭	財団法人神奈川科学技術アカデミー
H19	日中越共同環境汚染予防の評価技術開発研究	小泉 昭夫	京都大学
H19	協調の海の構築に向けた東シナ海の環境研究	松野 健	九州大学
H19	アジアの持続可能バイオマス利用技術開発	坂西 欣也	独立行政法人産業技術総合研究所
H19	バイオマス持続利用への環境管理技術開発	渡邊 正孝	慶應義塾大学
情報発信分野等におけるアジア発の国際標準の創出			
H18	ユビキタス情報社会を支える通信基盤技術	安元 清俊	九州大学
H18	アジア言語の壁の克服にむけた音声翻訳共通研究基盤の構築	中村 哲	株式会社国際電気通信基礎技術研究所
アジア発の先端技術・国際標準の創出			
H19	アジアからの免疫不全症データベースの創出	小原 収	独立行政法人理化学研究所
H19	アジア発医工連携による眼科医用材料の開発	木下 茂	京都府立医科大学
H19	燃料電池用新規ナノ構造化触媒材料の開発	Dr. Ajayan Vinu	独立行政法人物質・材料研究機構
その他			
H18	東南アジア物造り産業バイオ研究拠点の形成	仁平 卓也	大阪大学

(参考) 「アジア科学技術協力の戦略的推進」公募要領

1 目的

我が国が、アジア諸国、特に中国、韓国、インドやASEAN諸国との間で科学技術の協力・連携を強化し、オープンで対等な産学官の多層的パートナーシップの構築を主導し、環境・エネルギー、防災、感染症等地域共通課題の解決やグローバルな問題の解決を図るため、国際会議等による人的ネットワークの構築、国の枠を越えた共通課題についての国際共同研究の実施等を支援する。

2 対象とする取組

我が国の科学技術活動(自然科学と人文・社会科学との融合分野における活動を含む。)のポテンシャルを活用した我が国発のイニシアティブであって、アジア諸国とのイコールパートナーシップに基づく以下の取組を対象とする。

(1) 機動的国際交流

アジア諸国の大学・研究機関間、アカデミー間、研究助成機関間等の多層的な枠組みにおける交流を、我が国及びアジア諸国の政策的要請並びに、大学、研究機関、学協会等の要請に応じて、国際会議の開催、人的交流等によるネットワーク(コミュニティ)の構築などにより機動的かつ戦略的に支援する取組を対象とする。

具体的には、柔軟かつ迅速に実施に移して、将来的な国際共同研究に政策的につなげていくことが重要であることから、あらかじめ対象分野等を特定せず時々の政策ニーズを機敏に反映しながら機動的に支援していくこととする。

さらに、既存及び新規の研究交流の実施状況を俯瞰(ふかん)的に把握し、それら相互に産学官の別を問わず連携を図ることなどを通じて、我が国と当該国との間の研究交流の効果を最大化することも目指す。

(2) 地域共通課題解決型国際共同研究

i) 中韓を中心とした東アジア、ii) ASEAN諸国を中心とした東南アジア、iii) インド以西のアジア地域及びiv) その他のアジア地域の各地域の特色・情勢を踏まえ、政府間の合意等に基づき政策的に必要な地域共通課題解決型国際共同研究の立上げ、初動段階を対象とする。

(課題例)

①喫緊の社会経済的ニーズに対する科学技術による貢献

我が国とアジア諸国が直面する喫緊の社会経済的ニーズに対する科学技術による貢献を行うため、当該国の機関との協力の下に我が国研究者がアジア諸国に赴くなどし

(参考) 「アジア科学技術協力の戦略的推進」公募要領

1 目的

我が国が、アジア諸国、特に中国、韓国、インドやASEAN諸国との間で科学技術の協力・連携を強化し、オープンで対等な産学官の多層的パートナーシップの構築を主導し、環境・エネルギー、防災、感染症等地域共通課題の解決やグローバルな問題の解決を図るため、国際会議等による人的ネットワークの構築、国の枠を越えた共通課題についての国際共同研究の実施等を支援する。

2 対象とする取組

我が国の科学技術活動(自然科学と人文・社会科学との融合分野における活動を含む。)のポテンシャルを活用した我が国発のイニシアティブであって、アジア諸国とのイコールパートナーシップに基づく以下の取組を対象とする。

(1) 機動的国際交流

アジア諸国の大学・研究機関間、アカデミー間、研究助成機関間等の多層的な枠組みにおける交流を、我が国及びアジア諸国の政策的要請並びに、大学、研究機関、学協会等の要請に応じて、国際会議の開催、人的交流等によるネットワーク(コミュニティ)の構築などにより機動的かつ戦略的に支援する取組を対象とする。

具体的には、柔軟かつ迅速に実施に移して、将来的な国際共同研究に政策的につなげていくことが重要であることから、あらかじめ対象分野等を特定せず時々の政策ニーズを機敏に反映しながら機動的に支援していくこととする。

さらに、既存及び新規の研究交流の実施状況を俯瞰(ふかん)的に把握し、それら相互に産学官の別を問わず連携を図ることなどを通じて、我が国と当該国との間の研究交流の効果を最大化することも目指す。

(2) 地域共通課題解決型国際共同研究

i) 中韓を中心とした東アジア、ii) ASEAN諸国を中心とした東南アジア、iii) インド以西のアジア地域及びiv) その他のアジア地域の各地域の特色・情勢を踏まえ、政府間の合意等に基づき政策的に必要な地域共通課題解決型国際共同研究の立ち上げ、初動段階を対象とする。

(課題例)

①喫緊の社会経済的ニーズに対する科学技術による貢献

我が国とアジア諸国が直面する喫緊の社会経済的ニーズに対する科学技術による貢献を行うため、当該国の機関との協力の下に我が国研究者がアジア諸国に赴くなどし

て研究開発活動に取り組む。

(1-1) 自然災害への対応に資する防災科学技術分野の研究開発

大学、研究機関による学術交流レベルの取組は過去行われてきたものの、最近の政策的ニーズを踏まえれば、学術面でのネットワークを生かして、自然災害の被害を軽減するため、その技術の適用までを視野に入れた研究開発を実施していくことが必要である。例えば、東南アジア諸国を中心に、津波・地震分野の国際共同研究を推進することは政策的に有意義である。アジア地域のデータが集積されることは、我が国の防災対策のためにも役立つものであり、これを更にアジア諸国に情報発信することにより、アジア地域全体の防災対策の向上に資するものである。

(1-2) 感染症対策に資する研究開発

中国、東南アジアとの間で過去の取組の蓄積は多く、ごく最近においても感染症研究拠点育成（中国、タイ、ベトナム）のプロジェクトが進展している。以上にかかわらず、先のAPEC首脳会談において主要議題となるなど政策的ニーズは極めて強い。例えば、上記プロジェクトが進展している国以外で、更に取組を強化すべき感染症対策研究開発分野があれば、その取組を支援することは政策的に有意義である。また、このような感染症対策の進捗が我が国を含むアジア地域の健康増進に結びつくことにより、我が国にとっての利益も大きい。

②中長期的な課題に対する科学技術による挑戦

我が国とアジア諸国が抱える中長期的な課題に対して科学技術により挑戦していくため、アジア諸国の機関との協力の下、当該国の研究者を我が国機関に招くなどして研究開発活動に取り組む。

(2-1) 持続可能な発展のための環境・エネルギー技術の開発

環境・エネルギー分野の取組は数多く行われているが、特に、他分野の知見も交えて総合的、分野横断的に取り組むべき課題については取組が遅れており、政策的に一層推進する必要がある。例えば、環境・エネルギー分野と物質・材料科学分野の複合領域におけるエコ・マテリアルに関する研究開発や、環境・エネルギー分野とライフサイエンス分野の複合領域における環境悪化（大気、水）に対応した健康被害対策や安全な食品の持続的確保のための研究開発等を挙げることができる。

このような複合領域については、例えば、研究水準が一定程度の水準に達している中韓の研究機関（東南アジア諸国のうち高度な科学技術水準を持つ一部研究機関との共同研究を含む。）との連携を中心に推進することが考えられる。

(2-2) 情報通信分野等におけるアジア発の国際標準の創出

アジア諸国の国際競争力が比較的強く、かつ言語多様性のようなアジアの文化に独特の問題などを内包する情報通信分野や、環境基準の分野等において、アジア発のイニシアティブを発揮し、国際標準に結びつくような技術やシステムの創出とその発信を図ることは中長期的な地域共通課題と言える。例えば、ソフトウェアや通信に関する基礎研究分野において一定の研究水準を持つインドとの間の共同研究など相互補完的な協力に取り組むことが望まれる。

3 対象機関

(1) 機動的国際交流

「機動的国際交流」により多層的な枠組みにおける国際交流をコーディネートし、支援する機関（以下「コーディネート機関」という。）として、大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関その他国際交流に積極的であって、国際的な科学技術活動のコーディネートに豊富な実績を有する国内の機関すべてを対象とする。

(2) 地域共通課題解決型国際共同研究

大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関その他研究能力を有する国内の機関すべてを対象とし、アジア諸国の機関との連名で提案することとする。提案に当たっては、研究を総括し、課題全体に係る責任を有する機関（以下「代表機関」という。）、代表機関に属し課題全体に係る責任を有する者（以下「研究代表者」という。）及び国内機関とともに国際共同研究に参画するアジア諸国の機関（以下「国外参画機関」）を設定することとする。

4 実施期間

(1) 機動的国際交流

原則として5年間とする。ただし、業務開始後3年目に中間評価を行い、中間評価の結果に応じて、計画の変更、業務の中止等の見直しを行う。なお、中間評価においては、3年目までの実績について評価を行った上で業務継続の可否を決めることとし、優れた成果が挙げられていないものについては、原則として業務を中止することとする。

(2) 地域共通解決型国際共同研究

原則として3年間とする。

5 科学技術協力推進構想の策定

コーディネート機関となることを希望する機関は、次の①から⑤の要件を満たすような研究交流活動を戦略的に推進するため、本公募要領に定める様式に従って科学技術協力推進構想を策定する。その中では、対象地域及びテーマ等の選定方法、コーディネー

ト活動を実際に行う者として想定する者なども示すこととする。

- ① 社会経済情勢を踏まえ、日本とアジア諸国にとって、共に取り組んでいくべき政策的必要性が高い課題に対応した研究活動であること。【政策的ニーズ】
- ② 研究成果が地域共通課題の解決にどのようにつながっていくのかに関して、社会経済的実効性の高い提案であること。【社会経済的な実効性】
- ③ 産業界主導で行うべき段階の研究活動ではないこと。民間ベースの技術協力、ODAによる技術供与、既存の研究開発プログラムなど他の制度ではカバーできないような取組であること。また、他の制度で行われている取組との関係の中で本制度による取組の位置付け、付加価値が明確にされていること。【制度の付加価値】
- ④ 当該課題に関して、国外参画機関が、共同研究に参画することが可能な程度の研究資源（人材、フィールド、試料等）を提供できること。【共同研究への参画】
- ⑤ 過去、当該分野で、当該相手国との間で活発に研究交流が行われ、日本への元留学生などの知日派人材とのネットワークなど本格的な共同研究に取り組むのに必要なネットワークが既に構築されていること。（あるいは、近い将来そのようなネットワークを構築できる見込みが高いこと。）【過去の蓄積】

6 費用

(1) 業務の実施に必要な経費については、文部科学省から（他府省所管の国立試験研究機関等の機関・組織については所管府省を經由して）国内機関に対し支給する。

本プログラムにおいて使用できる費目の種類は、原則として別表7に示すものとする。

(2) 1課題当たりの経費は、以下のとおりとする。

- ① 機動的国際交流については、原則として年間1億5000万円程度（間接経費を含む。）とする。
- ② 地域共通課題解決型国際共同研究については、原則として年間3000万円程度（間接経費を含む。）とする。

7 提案書類等

(1) 機動的国際交流

提案書類は、様式7-1から7-9によるものとし、機関・組織の長（学長、学部長・研究科長、理事長、研究所長等）が、総括責任者として提案を行うこととする。

(2) 地域共通課題解決型国際共同研究

提案書類は、様式7-1から7-9によるものとする。代表機関及び研究代表者は、参画する国内及び国外の機関・組織と調整の上、提案書類を作成することとする。

8 実施課題の選定

(1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書類審査及び総括責任者又は研究代表者からのヒアリングの二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会（以下「審査部会」という）における審議を経て選定する。

(2) 選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

①共通事項

ア 提案内容について

- ・ 一時的な科学技術協力ではなく、持続的な枠組みを構築し、アジアにおける科学技術コミュニティの構築に資するものであるか。

イ 提案機関について

- ・ 科学技術に関する国際交流活動実績は豊富か。
- ・ 国際交流に積極的に取り組む意欲があるか。

②機動的国際交流

ア 国際研究交流への政策的ニーズを把握・分析する能力

- ・ 我が国やアジア諸国の政策ニーズに関する情報収集体制を有しているか（情報収集体制の確保）。
- ・ 我が国やアジア諸国の政策ニーズを的確に分析することができる有識者を的確に探し出し、そのような有識者とのネットワークを構築して情勢を分析し、意思決定に活用できるノウハウを有しているか（有識者との協力体制）。
- ・ 個々の研究交流の実施状況を把握・分析し、相互の連携を図ることなどを通じて、研究交流の効果を最大化させる現実的な構想を有しているか（アジア科学技術コミュニティ構想能力）。

イ 機動的に国際研究交流を実施する実務能力

- ・ 国際研究交流を支援した実績を有するなど、機動的な実施に必要なノウハウを有しているか（実務能力）。

③地域共通課題解決型国際共同研究（選定に当たっては、特にアからウの項目を重視することとする。）

ア 政策的ニーズ

- ・ 社会経済情勢を踏まえ、日本とアジア諸国にとって、共に取り組んでいくべき政策的必要性が高い課題に対応した研究活動であるか。

イ 社会経済的な実効性

- ・ 研究開発成果が地域共通課題の解決にどのようにつながっていくのかに関して、社会経済的実効性の高い提案であるか。

ウ 本制度による取組からの付加価値

- ・ 産業界主導で行うべき段階の研究開発活動ではないか。
- ・ 民間ベースの技術協力、ODAによる技術供与、既存の研究開発プログラムなど他の制度ではカバーできないような取組であるか。
- ・ 他の制度で行われている取組との関係の中で本制度による取組の位置付け、付加価値が明確化されているか。

エ 共同研究への参画

- ・ 当該課題に関して、国外参画機関は、共同研究に参画することが可能な程度の研究資源（人材、フィールド、試料等）を提供できるか。

オ 過去の蓄積

- ・ 国外参画機関等当該相手国との間で活発に研究交流が行われ、日本への元留学生などの知日派人材とのネットワークなど本格的な共同研究に取り組むのに必要なネットワークが既に構築されているか。あるいは、近い将来、上記のようなネットワークを構築できる見込みが高いか。

カ その他

- ・ 研究課題は新規性のある内容か。研究内容、手法の独創性は高いか。
- ・ 国際共同研究の実施に当たって、適切な事務的支援が受けられる体制となっているか。
- ・ 国外参画機関を含め、実現可能な共同研究実施体制となっているか。

(3) 選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。

(4) 審査結果は、審査終了後、提案書類に記された事務連絡先に通知する。なお、ヒアリングを実施する提案の総括責任者又は研究代表者に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。

9 業務の実施

(1) 「機動的国際交流」については、選定されたコーディネート機関は、提案書類の科学技術協力推進構想に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。

「地域共通課題解決型国際共同研究」については、選定された代表機関は、提案書類の実施計画に即し、参画機関ごとの年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を取りまとめ、調整の上、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。

なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。

(2) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、委託により業務の実施に必要な経費を配分する。

また、文部科学省は、本プログラムにより業務を実施する機関（以下「実施機関」という。）に対し、直接経費の30%に相当する額を間接経費として配分する。

なお、委託については、「科学技術振興調整費委託業務事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。

(3)「機動的国際交流」については、コーディネート機関は、国際交流の機動的かつ戦略的な支援を図るため、国際交流の専門家（研究者のみならず、政府関係機関の担当者等も含む。）から構成される運営委員会を採択後速やかに設置する。運営委員会の開催に当たっては、文部科学省が必要に応じこれに参画する。

(4)「地域共通課題解決型国際共同研究」については、実施機関は、計画書等に基づき業務を実施するほか、毎年度、業務の進捗状況及び経費使用実績に関する報告書を作成し、代表機関に提出する。代表機関は各参画機関からの報告書を調整の上、取りまとめ、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。また、実施に際し、科学技術振興調整費プログラムオフィサーが、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握する。

(5)「機動的国際交流」については、業務開始後3年目及び業務終了後、科学技術協力推進構想の進捗状況等について成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。提出された成果報告書は、文部科学省から科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）に報告する。

評価部会は、成果報告書をもとに、業務開始後3年目に中間評価、業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて総括責任者等からのヒアリングを行うものとする。なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。

(6)「地域共通課題解決型国際共同研究」については、実施機関は、業務終了後、成果報告書を速やかに作成し、代表機関が調整の上、取りまとめの上、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。提出された成果報告書は、文部科学省から科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）に報告する。

評価部会は、成果報告書をもとに、業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて研究代表者等からのヒアリングを行うものとする。なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。

(7)ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省が別途定める実施要綱に従うこととする。